⑵　第一種特定鳥獣保護計画

第一種特定鳥獣保護計画においては、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の抑制による個体群管理（生息数、生息密度、分布域、齢構成等様々な側面を含む。）を行う。捕獲等又は採取等の数、場所、期間、方法等に関する狩猟の制限の調整や捕獲許可基準の設定等の措置は、関係者で共有し、設定した目標の枠内で調整する。地域個体群の安定した存続を確保する上で特に重要な生息地については、捕獲等又は採取等は抑制的に実施する。

⑶　第二種特定鳥獣管理計画

第二種特定鳥獣管理計画においては、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を前提として、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の推進による個体群管理（生息数、生息密度、分布域、齢構成等様々な側面を含む。）を行う。群れで行動する鳥獣については、無計画な捕獲等により、分布域が拡大しないように留意する必要がある。

イ　生息環境管理

⑴　共通事項

生息環境管理については、当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るための生息環境管理や、特定鳥獣による被害を防止するため人里周辺に当該鳥獣が寄り付きにくいよう行う生息環境管理を実施する。

⑵　第一種特定鳥獣保護計画

第一種特定鳥獣保護計画においては、生息環境管理の推進は、鳥獣の採餌環境の改善、里地里山の適切な管理、河川の良好な環境と生物生産力の復元及び特に重要な生息地においては森林の育成等を実施する。

⑶　第二種特定鳥獣管理計画

第二種特定鳥獣保護計画においては、里地里山の適切な管理、耕作放棄地や牧草地の適切な管理等を実施する。

ウ　被害防除対策

被害の未然防止を図り、個体群管理や生息環境管理の効果を十分なものとするための基本的かつ不可欠な手段として、地域が一体となって被害防除対策を実施する。防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を実施する。

7　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合、都道府県は、あらかじめ第二種特定鳥獣管理計画において指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項として、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者等を可能な範囲で定める。

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定については、「Ⅳ　指定管理鳥獣の管理に関する事項」で詳述する。

8　計画の記載項目及び様式

計画に記載する項目は、次のとおりとする。ただし、地域の実情に応じ、適宜記載項目を追加して差し支えない。

⑴　第一種特定鳥獣保護計画の記載項目

1)　計画策定の目的及び背景
2)　保護すべき鳥獣の種類
3)　計画の期間
4)　第一種特定鳥獣の保護が行われるべき区域
5)　第一種特定鳥獣の保護の目標
6)　第一種特定鳥獣の捕獲等に関する事項
7)　第一種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
8)　その他第一種特定鳥獣の保護のために必要な事項

被害防止対策、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制、錯誤捕獲対応の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。

⑵　第二種特定鳥獣管理計画の記載項目

1)　計画策定の目的及び背景
2)　管理すべき鳥獣の種類
3)　計画の期間
4)　第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域
5)　第二種特定鳥獣の管理の目標
6)　第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項
（指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は当該事業の実施に関する事項）
7)　第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
8)　その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

被害防止対策、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制、錯誤捕獲対応の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。

9　計画の作成及び実行手続

⑴　検討会・連絡協議会の設置

学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域住民等からなる検討会・連絡協議会を設置し、計画の作成、実行方法等についての検討、評価等を行う。

⑵　関係地方公共団体との協議

計画を策定する都道府県は、保護事業又は管理事業の一端を担うことになる計画対象区域に係る市町村（教育委員会を含む。）と協議する。また、都道府県の行政界を越えて分布する地域個体群の保護又は管理を関係地方公共団体が連携して実施する場合は、法第７条第７項（第７条の２第３項において読み替えて準用する場合を含む。）に基づき、計画の対象とする地域個体群がまたがって分布する都道府県等と協議する。

なお、夜間銃猟を含む指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することを想定している場合にあっては、第二種特定鳥獣管理計画の作成段階から、都道府県公安委員会との情報共有を行う。

⑶　利害関係人の意見の聴取

利害関係人の意見聴取については、公聴会の開催その他の方法により行う。都道府県において計画の内容や地域の実情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団体等の必要な機関又は団体が利害関係人として選定されるよう留意する。また、対象地域での鳥獣による被害状況の把握のみならず被害を受けている地域社会等の意見の聴取にも努める。

なお、国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を想定する場合においては、あらかじめ都道府県知事と情報の共有を行う。都道府県知事は、国の機関が実施する指定鳥獣管理捕獲等事業を含む第二種特定鳥獣管理計画を定め、又は当該部分を変更しようとするときは、その内容が適切なものとなるよう、あらかじめ十分に時間的余裕をもって、当該の国の機関の長と協議をする。

⑷　計画の決定及び公表・報告

計画が決定された後は、速やかに公報等により公表するよう努めるとともに、環境大臣に報告する。